

議案

議案第一号

令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和8年度を償還期限とする財政融資資金の短期貸付けを行う必要が生じたため、令和7年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

1. 貸付先及び貸付予定額

(1) 交付税及び譲与税配付金特別会計 13,265億円

(2) 年金特別会計 14,306億円

2. 貸付条件

(1) 貸付利率 国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率

(2) 償還期限

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計 1か月以内
- ・ 年金特別会計 1か月以内

(3) 違約金 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。

議案第二号

交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計へ貸付先の変更を行うこととされた財政融資資金貸付けの貸付条件について

地方交付税法等の一部を改正する法律（案）に基づき、交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計へ貸付先の変更等を行うこととされた貸付金7,000億円に係る貸付条件を下記のとおり定める。

記

1. 貸付条件

（1）貸付利率

国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率。

ただし、5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

（2）償還期限

20年以内

（3）違約金

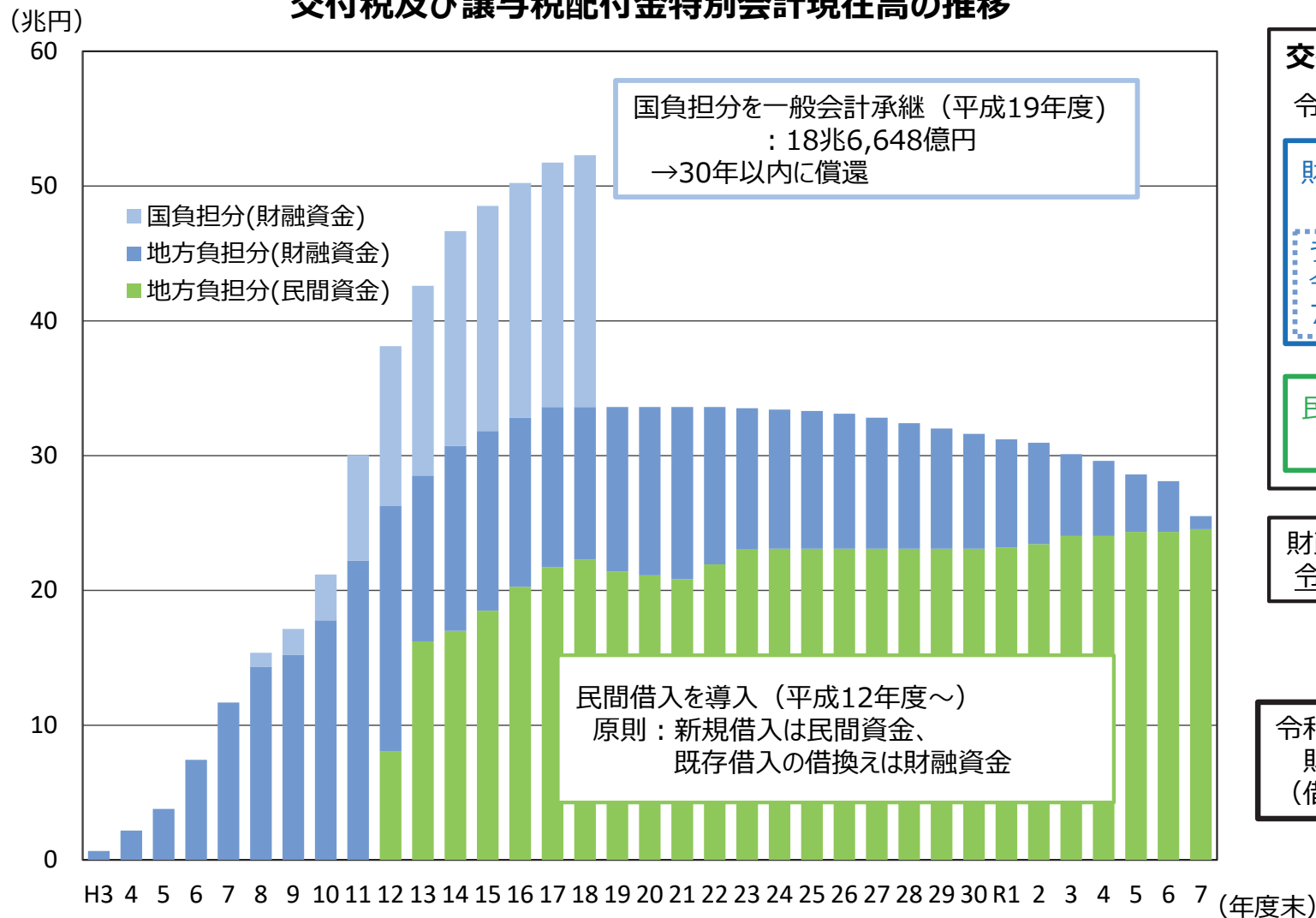
貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。

議案關係說明資料

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について

- 交付税特会は、地方公共団体に対して、国税の一定割合等を財源として地方交付税及び地方譲与税を配分する仕組み。過去、財源が不足していた時期は、借入金により補てん。（現在は新規借入を行わず。）
- 既存借入金の借換について、財政融資資金及び民間資金からの短期借入で対応。

交付税及び譲与税配付金特別会計現在高の推移



交付税及び譲与税配付金特別会計

令和7年度末借入金残高見込：25兆5,178億円

財政融資資金

令和7年度末残高見込：9,673億円

うち、

令和8年2月の分科会議案第1号にて承認済の
7,000億円を除いた金額：2,673億円

民間資金

令和7年度末残高見込：24兆5,505億円

財政融資資金からの一時借入金の借換

令和7年度末残高見込：1兆592億円

令和7年度における

財政融資資金の年度越し短期貸付予定額

（借入金及び一時借入金の借換）：1兆3,265億円

参考法令 等

○特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号） 抄

（一時借入金の借換え）

第26条 第15条第4項の規定にかかわらず、交付税特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、交付税特別会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 （略）

3 第1項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから1年以内に償還しなければならない。

附 則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第4条 交付税特別会計において、令和7年度から令和33年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、令和7年度にあつては25兆5,178億4,640万8千円・・・（中略）・・・を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

○地方交付税法等の一部を改正する法律（案） 抄

附 則

（交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の一般会計への帰属等）

第六条 令和8年4月1日における交付税及び譲与税配付金特別会計における財政融資資金からの借入金のうち7,000億円に相当する額の借入金は、同日において、一般会計に帰属させることとし、一般会計は、当該借入金を20年以内に償還するものとする。

（単位：億円）

【償還計画】

※特会法改正後

年度	R7	R8	R9	R10	R11～R30（20年間）	R31
年間償還額	25,944	<u>29,000</u>	8,000	9,000	10,000	<u>9,178</u>

※R8年度償還計画額には、一般会計への債務承継分を含む。

年金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

1. 経緯

(1) 昭和48年度末累積債務の棚上げ分

昭和48年の健康保険法等の一部改正において、保険給付の改善等が行われた際に、昭和48年度末までに累積した債務については、厚生保険特別会計健康勘定に計上しつつ、保険料で償還せずに一般会計からの繰入れで償還するものとする棚上げ措置を講じた。

※ 診療報酬の引上げ等により保険給付が増加する中、国会情勢により保険料の引き上げが難航し、債務が増加。

＜昭和48年度末債務残高＞ 3,033億円 ※全額資金運用部資金借入金

(2) 昭和59年度末日雇労働者健康保険事業累積債務の棚上げ分

昭和59年の健康保険法等の一部改正において、日雇労働者健康保険が廃止され政府管掌健康保険に統合された際に、昭和59年度末までに累積した日雇労働者健康保険事業の債務については、昭和48年度末累積債務と同様に棚上げ措置を講じた。

※ 被保険者に低所得者が多いことなどに伴い財政が悪化していた。

＜昭和59年度末債務残高＞ 7,848億円 ※全額資金運用部資金借入金

2. 現状

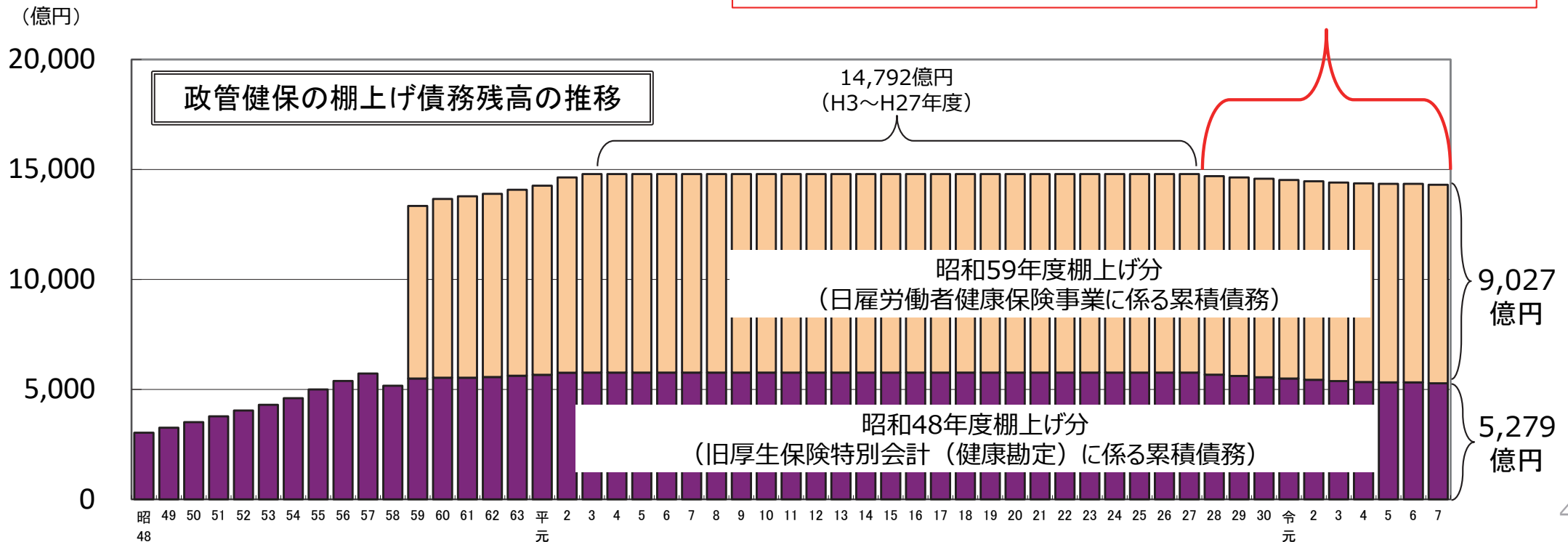
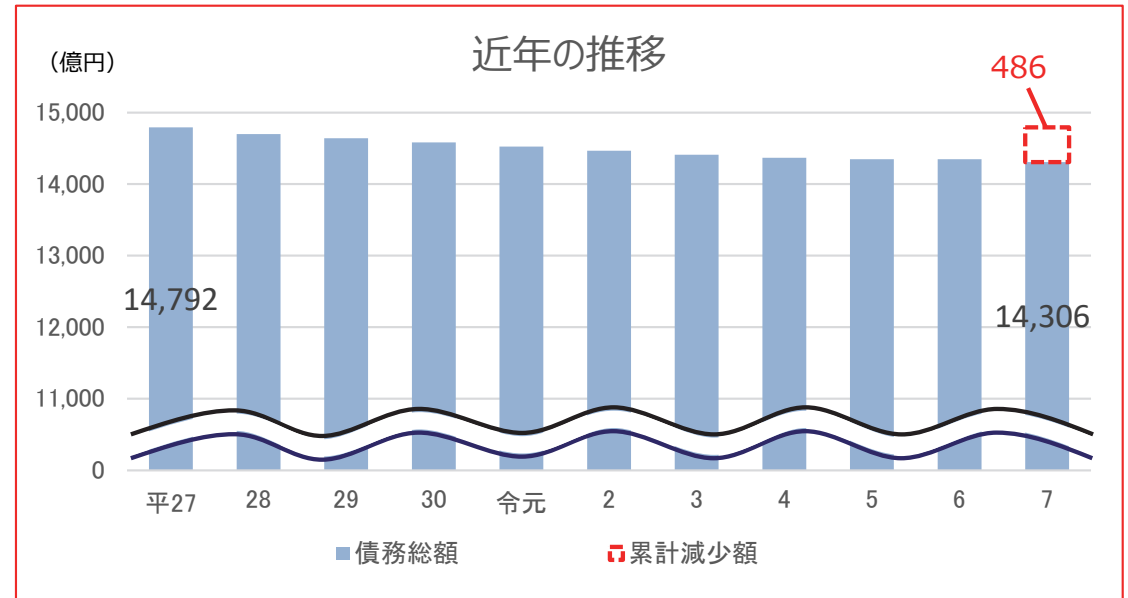
上記の累積債務については、全額一般会計からの繰入により償還することとされているが、一般会計の厳しい財政事情から未だ償還されていない状況であり、財政融資資金からの短期借入金により、これを賄っている。

＜令和7年度末債務残高＞ 14,306億円 ※全額財政融資資金借入金

年金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

3. 推移

- 平成4年度以降は、発生利子相当額の全額が一般会計から繰り入れられたため、残高は1兆4,792億円（平成3年度末）のままで推移。
- 平成28年度以降は、年金特別会計の借入金諸費の一部（利払費の不用額）を元本償還に充てており、債務残高は逡減傾向。



特別会計に関する法律（抄）

（平成19年3月31日法律第23号）
（最終改正：令和7年12月22日法律第88号）

附 則（平成19年3月31日法律第23号）抄

（健康勘定における借入金の特例）

第30条 当分の間、第13条の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定…（中略）…の昭和48年度の末日における借入金、健康保険法等の一部を改正する法律…（中略）…に基づく厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和59年度の末日における借入金及び旧健康勘定において生ずる昭和59年改正法附則第18条の規定による廃止前の日雇労働者健康保険法…（中略）…に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金を行うことができる。

（一般会計から健康勘定への繰入れの特例）

第31条 当分の間、第6条の規定にかかわらず、昭和48年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。

財政融資資金法（抄）

（昭和26年3月31日法律第100号）
（最終改正：平成19年6月1日法律第74号）

（財政融資資金の運用）

第10条 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

- 一 国債
- 二 国に対する貸付け
- 三～十 省略

（財政融資資金運用計画の諮問）

第11条 財務大臣は、毎年度財政融資資金の運用に関して必要な計画を定め、あらかじめ財政制度等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。